

北海道富良野高等学校同窓会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、富良野高等学校同窓会と呼称し、本部を学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦向上を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会員及び客員

第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。

(1) 正 会 員 本校（富良野実科女学校、富良野高女、富良野中学、富良野高校、富良野工業高校、富良野緑峰高校）卒業生及び在学したもので、推せんに依るものを含む。

(2) 特別会員 母校現職員及び旧職員

第4条 正会員は、卒業年度に5,000円を納めなければならない。(5,000円のうち1,500円は入会金) 納入金は返還しない。ただし、中途転、退学した者は全額返還する。

第3章 事 業

第5条 本会は、その目的達成のために事業を行う。

第4章 役 員

第6条 本会には次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 幹事・会計監査・顧問 若干名

(4) 事務局 若干名

(5) 顧問は現学校長及び前任会長とする。

(6) 会長は総会で選出する。

(7) 他の役員は、会員中より推薦し会長が委嘱する。

第7条 役員の職務権限は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を統裁する。

(2) 副会長は会長を補佐し会務を指導し会長事故の場合はこれを代行する。

(3) 幹事は本会の運営にあたる。

(4) 会計監査は年1回以上会計事務を監査し総会に報告する。

(5) 事務局は本会の事務及び会計を処理する。

第8条 役員の任期は3年間とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 会 議

第9条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

(1) 役員会は会長及び副会長、会計監査により構成し、必要に応じて会長が招集する。

(2) 総会は年1回、母校又は指定する会場において行う。

(3) 総会は次の事項を討議する。

会務の報告及び事業計画、会則の改正、役員の改選

(4) すべての会議は出席会員の過半数をもって決する。賛否同数の時は会長が決する。

第6章 会 計

第10条 本会の経費は会費及び寄付金その他雑収入をもってこれに充てる。

第11条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 入会金のうち特別会計として100,000円を蓄積し総会の決議を経なければ使用することができない。

第13条 本会の会計状況は総会において報告する。

第7章 慶 弔

第14条 本会役員死亡の際は、会長は本会を代表して弔意を表して供花料を贈呈することができる。

第15条 現職員の転退職に際しては若干円を贈呈して謝恩の微意を表する。

第8章 雑 則

第16条 本会則は総会出席会員の過半数の同意により改変する事ができる。

附 則

(施行期日)

令和 7 年 4 月 1 日 施行

(経過措置)

この会則による第4条の規定は、令和7年4月1日以降に富良野高等学校に入学したものに適用し、同日前に入学したものについては、従前の会則による。